

審 査 基 準

平成27年 5 月 29日 作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 5 条 の 4 第 3 項
処 分 の 概 要 : 合格証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条 の 3 第 3 項、第 5 条 の 4 第 3 項、 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条 (届出及び申請の手続)、第 22 条、第 25 条 (合格証明書の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3 日 (書換えにあっては 1 日)
申 請 先 : 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線 3052)
備 考 :